

## 略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第14号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第23号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通法	改正法による改正後の国税通則法
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
令2改正前法等	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第3条の規定による改正前の法人税法、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行令及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の法人税法施行規則
令2改正前措法等	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則
みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
農林水産物・食品輸出促進法改正法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物・食品輸出促進法改正法による改正後の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
奄美群島振興法	奄美群島振興開発特別措置法
辺地特別措置法	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
小笠原諸島振興法	小笠原諸島振興開発特別措置法
特定農山村法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
沖縄振興法	沖縄振興特別措置法
過疎地域支援法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
基盤強化法等改正法	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
農地中間管理事業推進法	基盤強化法等改正法による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律
林業経営基盤強化等法	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

(注) このパンフレットは、令和4年5月9日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、このパンフレット中の農林水産物・食品輸出促進法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業推進法に関する部分については、国会に提出された法律案に基づいて作成しています。

## 目 次

I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し	1
2 租税特別措置の特定税額控除規定の不適用措置の見直し	4
3 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設	6
4 輸出事業用資産の割増償却制度の創設	8
5 その他の改正	10
II 引当金・準備金制度に関する改正	15
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	17
IV 国際課税に関する改正	19
V その他の改正	22

### [このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、令和4年度税制改正のうち法人税関係法令の概要（令2改正前法等及び令2改正前措法等に係る改正項目を除きます。）について、令和4年3月31日に公布された改正法の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち改正項目を、「I 減価償却又は税額の計算に関する改正」から「V その他の改正」までに区分した上で、法人税法及び租税特別措置法などの改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、**〔適用時期〕**において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。